

特集

# 統一地方選挙

栃木県議会議員選挙：4月10日（日）

上三川町長選挙……4月24日（日）

4月は、統一地方選挙が行われます。統一地方選挙とは、平成23年3月1日から5月31日までの間に、任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について、住民の地方選挙に対する関心を高めるほか、選挙の円滑な執行と経費の削減を目的に、選挙の期日を統一して行つもので、上三川町では、栃木県議会議員選挙の投票が4月10日に、上三川町長選挙の投票が4月24日に行われます。

私たちの生活に直接関わる身近な選挙です。投票には、乗権せずには、あなたの貴重な一票を投票しましょう。

## ●投票できる方

### ①栃木県議会議員選挙

平成3年4月11日以前に生まれた日  
本国民で、平成23年1月18日以前から  
引き続き上三川町に住所を有し、住民基  
本台帳に登録されている方

本台帳に登録されていない方

時までに他の市・区・町・村に住所を移した  
方は選挙権がなくなりますので投票できませ  
ん。

### ②上三川町長選挙

平成3年4月25日以前に生まれた日

本国民で、平成23年1月18日以前から  
引き続き上三川町に住所を有し、住民基  
本台帳に登録されている方

ただし、4月24日の投票開始（午前7時）までに他の市・区・町・村に住所を移した

場合は選挙権がなくなりますので投票できませ  
ん。

## ●町内で住所の変わった方は

次の日までに町内で住所異動（転居）  
の届出をした方は、新しい住所の投票所  
で投票できます。それ以降に住所を異動  
した方は、旧住所の投票所で投票してく  
ださい。

栃木県議会議員選挙＝3月17日まで  
上三川町長選挙＝4月4日まで

## ●県内の他市町から転入して きた方は

栃木県議会議員選挙において、平成23  
年1月1日以降に転入の届出をした方

は、上三川町では投票できませんが、一  
般的には前住所地の市町でその市町に  
係る選挙区の投票をお願いึことができます。

ただし、これに該当する方は、いずれか



## ●入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに座着式のはがき  
で郵送します。一枚のはがきに4人分ま  
での入場券が記載されていますので、投  
票の際には各自の入場券を切り離し、本  
人の入場券を持参してください。

もし、入場券を紛失した場合でも、選  
挙人名簿に登録されれば投票でき  
ますので、投票所の係員に申し出てくだ  
さい。

## なりません。

# 特集

## ●点字投票・代理投票

田の不自由な方は点字で投票することができ、また、身体が不自由などで文字を書くことができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記載して投票することができます。いずれも投票所の係員に申し出してください。

## ●期日前投票・不在者投票

(誓書(兼請求書)の記載が必要です。)

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど、一定の事由に該当して投票にいけない方は期日前投票をすることができます。

### ▼期間＝

4月2日(土)～4月9日(土)

午前8時30分～午後8時

### ◎上三川町長選挙

4月20日(水)～4月23日(土)

午前8時30分～午後8時

### ▼場所＝役場町民ホール (正面玄関ホール)

なお、長期出張等のため上三川町で期日前投票ができる方は、不在者投票をすことができる。この場合、早めにお問い合わせください(期間は、期日前投票の場合と同様です)。

## ●入院(所)中の方は

栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(所)中の方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院(所)先の施設、又は町委員会にお問い合わせください。

## ●郵便等による不在者投票

(代理記載制度もあります。)

郵便等による不在者投票ができる方は次のとおりです。

①身体障がい者手帳の交付を受けている方

②戦傷病者手帳の交付を受けている方

③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分

が「要介護5」と記載されている方

なお、①～③に該当していても、障がいの箇所や等級等により郵便等による不在者投票が認められない場合がありますので、詳しくは町委員会までお問い合わせください。

## ●町長選立候補予定者説明会

町委員会では、上三川町長選挙に立候補を予定している方への説明会を開催します。

立候補予定の方(代理でも可)は、「出席ください」。

日時＝3月25日(金)午前9時30分～  
場所＝役場3階中会議室

▼問い合わせ先＝

上三川町選挙管理委員会  
(総務課 自治行政係内)

☎ 56 9116

また、郵便等による投票をする場合は「郵便等投票証明書」が必要です。証明書の交付を希望する場合又は交付済みの証明書の有効期限が過ぎていて紛失している等の場合は、早めに町委員会に申請等の手続きをしてください。郵便等による不在者投票の請求の期限は、投票日の4日前まで(栃木県議会議員選挙＝4月6日(水)の午後5時まで、上三川町長選挙＝4月20日(水)の午後5時まで)です。

# 投票所入場券は切り離してお持ちください

投票所入場券は世帯ごとに圧着式のはがきで郵送します。(封筒で郵送する場合もあります。)はがきをはがすように開封すると、4人分までの入場券が記載されています。なお、一世帯に5人以前投票の場合と同様です)。

上の選挙人がいる場合は複数のはがきが郵送されます。投票の際には各自の入場券を切り離し、本人の入場券をお持ちください。(一人世帯の方も切り離してお持ちください。)

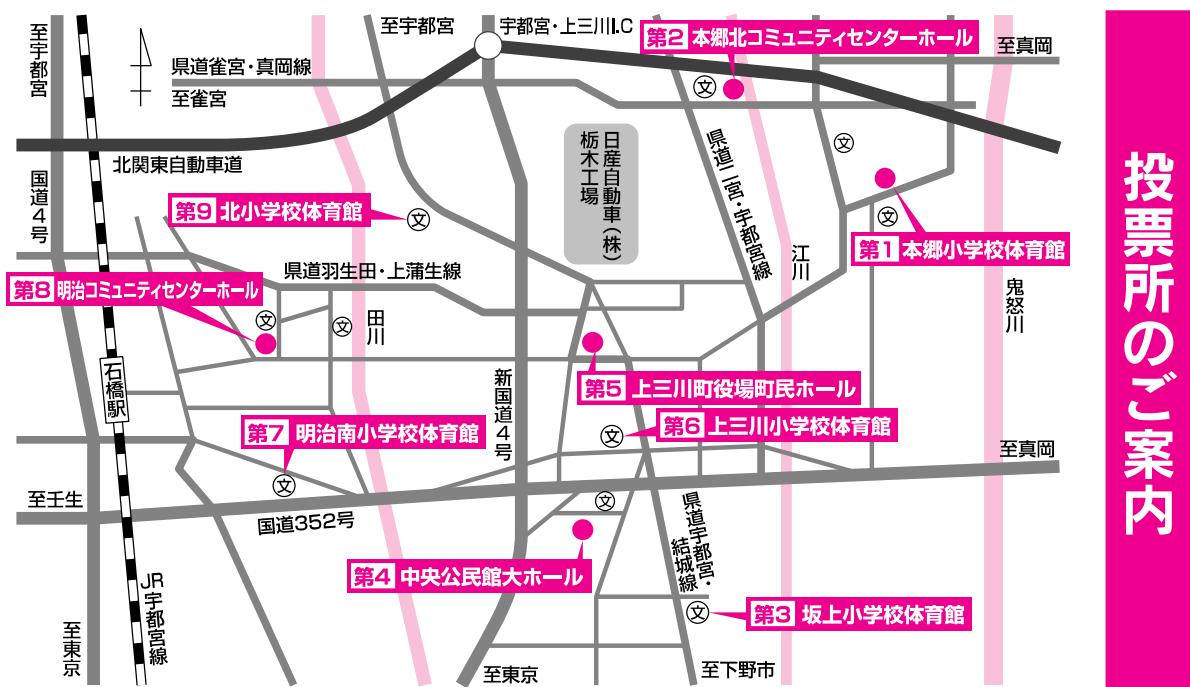
# 特集

## 投票区及び投票区域一覧(投票時間:午前7時~午後8時)

投票区	投票所名	区域
第1投票区	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾
第2投票区	本郷北コミュニティセンターホール	西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・露無・本郷台第1・本郷台第2・本郷台第3・ひがしはら
第3投票区	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
第4投票区	中央公民館大ホール	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・下蒲生
第5投票区	上三川町役場町民ホール	上町・峰町・上蒲生南・しらさぎ・マロニエプラザ・並木・殿山寮・上三川寮・白鷺寮
第6投票区	上三川小学校体育館	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛宕町・桃畠・睦渕・雇用促進住宅・友愛苑
第7投票区	明治南小学校体育館	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子1区(地番1~199)・間の田・西浦・富士見台・県営住宅
第8投票区	明治コミュニティセンターホール	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中子1区(地番200~)・川中子2区・下神主・上神主・鞘堂・薄市・トータスホーム・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5
第9投票区	北小学校体育館	願成寺・上蒲生北・日産第1・日産第3・ペレンネ若松・上蒲生東・川中子3区・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪

### ●【第8投票区】で投票所が変更となります。

今回の選挙から第8投票区の投票所は、明治小学校体育館から明治コミュニティセンターホールに変更となりますので、該当する区域にお住まいの方はご注意ください。



### 投票所のご案内

▼問い合わせ先=上三川町選挙管理委員会(総務課自治行政係内) ☎ 56 9116